

将来、子どもを産み育てることを望む
すべての患者さんとそのご家族の方へ

令和3年度
第1回島根県がん対策推進協議会

資料3

令和3年10月22日

にんようせい

妊孕性温存療法に関する助成事業のご案内

島根県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

にんようせい
妊孕性 = 妊娠するための力

女性にも男性にもかかわることです

医療の進歩により、多くの方ががん等の病気を克服できるようになってきています。

がんや難病の治療内容によっては、抗がん剤や放射線治療により子どもを授かることが困難になる場合がありますが、将来自分の子どもを授かる可能性を残すために、この妊孕性を「温存する」という選択肢も加わってきました。

島根県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年）世代（43歳未満）の患者さんが、がん等の原疾患の治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持って治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存療法に要した費用の一部を助成する事業を実施しています。そして、経済的負担の軽減を図るとともに、臨床データ等に基づく有効性・安全性の高い妊孕性温存療法の普及等に取り組んでいます。

抗がん剤や放射線治療による影響

女性：卵巣機能（排卵機能）の低下または喪失

男性：造精機能（精子を作る機能）の低下または喪失

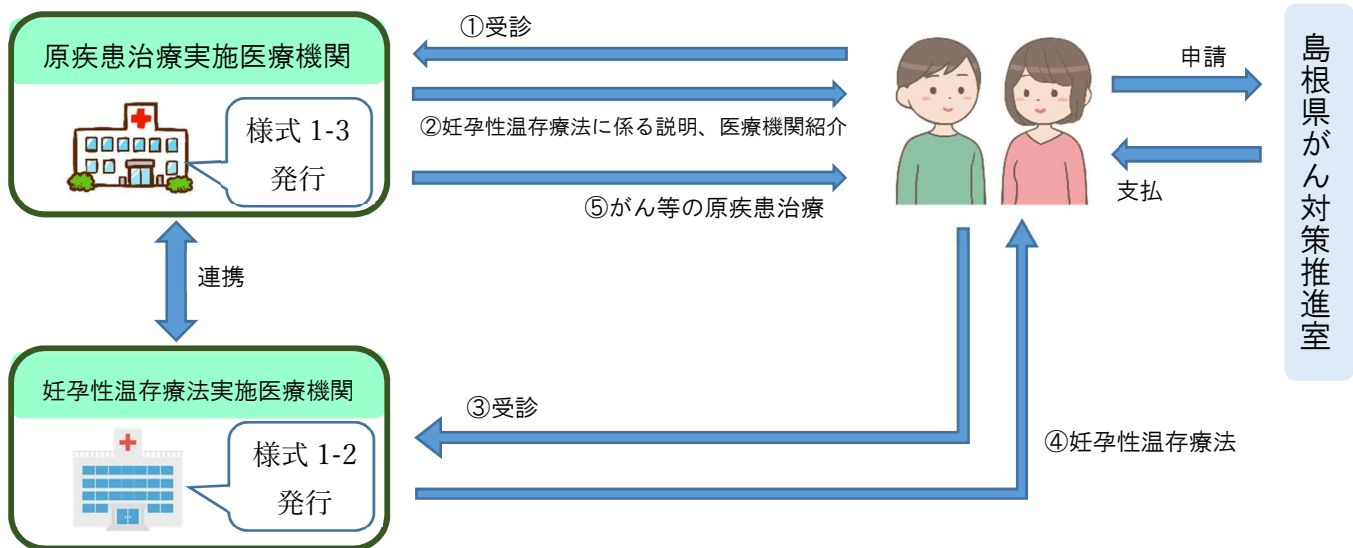
（影響の度合いは治療内容によって異なります）

治療を始める前に卵子・卵巣組織・精子・胚（受精卵）を
凍結保存し、将来子どもを授かる可能性を残すことができます。

- 原疾患治療を最優先で行う必要があるため、適応とならない（実施できない）患者さんもいます
- 妊孕性温存療法は、原疾患治療後の妊娠を保証するものではありません

治療を開始する前に主治医から十分に説明を受け、納得した上で妊孕性温存療法を行ってください。

手続きの流れ



小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について

島根県では、妊孕性温存療法（以下、「温存療法」という。）に要した費用の一部に対して助成金を交付しています。

助成の対象となる方

次の全ての条件を満たす方

1. 島根県に住所を有する凍結保存時において 43 歳未満の方
2. 対象となる原疾患の治療内容について以下のいずれかに該当する方
 - ① 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中・低リスクの治療
 - ② 長期間の治療によって卵巣予備機能の低下が想定されるがん疾患
【例】乳がん（ホルモン療法）等
 - ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患
【例】再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性 EB ウイルス感染症等
 - ④ アルキル化剤（エンドキサンなど）が投与される非がん疾患
【例】全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎、皮膚筋炎、ベーチェット病等
3. 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
4. 指定医療機関から、温存療法を受けること及びこの事業に基づく研究へ臨床情報等を提供することについて説明を受けて、この事業に参加することについて同意できる方

※子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除きます。

※原疾患治療前を基本としていますが、治療中及び治療後でも医学的な必要性がある場合には対象とします。

※対象者が未成年の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人による同意を得る必要があります。

※「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成を受けている場合は、この事業の対象外となります。

助成対象費用

温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用

※治療に直接関係のない費用（入院室料、食事療養費、文書料等）及び凍結保存の維持にかかる費用は対象外となります。

対象となる温存療法及び助成額

県が指定する指定医療機関で行う、次の温存療法を対象とします。

対象となる温存療法	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結	35万円
未受精卵子凍結	20万円
卵巢組織凍結	40万円
精子凍結	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結	35万円

◎助成回数は、対象者一人に対して通算2回までです。

（異なる治療を受けた場合であっても通算2回までです。）

指定医療機関

指定医療機関名	実施できる温存療法
島根大学医学部附属病院（出雲市塩冶町89-1）	胚凍結、未受精卵子凍結、卵巢組織凍結、精子凍結、精巣内精子採取術による精子凍結
島根県立中央病院（出雲市姫原4丁目1-1）	胚凍結、未受精卵子凍結、精子凍結

※各指定医療機関の問合せ先については、リーフレット4ページ「がんに関する相談窓口」をご覧ください。

※住民票の住所が島根県内の方で、島根県外の指定医療機関で妊孕性温存療法を実施された場合も、助成の対象となります。県外の指定医療機関については、各都道府県にお問い合わせください。

申請について

○申請時期

温存療法に係る費用支払日の属する年度内に申請してください。

※やむを得ない事情等により、当該年度内に申請が困難な場合は、翌年度に申請することができます。

○提出書類

提出書類は次のとおりです。

- 様式第1-1号 島根県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書
※温存療法を受けた方が未成年で未婚の場合、申請者は親権者または未成年後見人となります。
- 様式第1-2号 島根県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書
（妊孕性温存療法実施医療機関）
- 様式第1-3号 島根県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書
（原疾患治療実施医療機関）
- 申請時に島根県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票の写し等）
- 様式第1-2号の領収金額に含まれない助成対象費用の支払いがあった場合は、その支払いに係る領収証の写し（妊孕性温存療法にあたり院外処方され、薬局で支払った薬代に係る領収証等）
- 振込口座が確認できるもの（口座の名義、種別、番号、金融機関・支店名のわかる通帳の写し等）

○提出方法

【書類提出先】※郵送または持参にてご提出ください。

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県 健康推進課 がん対策推進室 行

【お問合せ先】

～助成事業に関すること～

島根県 健康推進課 がん対策推進室

TEL 0852-22-6701

FAX 0852-22-6328

E-mail gantaisaku@pref.shimane.lg.jp

【がんに関する相談窓口】

がん相談支援センター

がん治療や療養生活全般の相談窓口として、島根県内には以下の6つの病院に設置されており、専門の相談員がさまざまな相談にお応えします。相談内容に応じて、院内外の専門家（専門医や看護師、薬剤師等）と連携を図ります。

どなたでも、何度でも無料で相談いただけます。

電話でも、面接でも対応できます。

その病院にかかっていなくても大丈夫ですので、お気軽にご相談ください。

医療機関名	電話番号	相談時間
島根大学医学部附属病院	0853-20-2518	平日（月～金）8:30～17:00
松江市立病院	0852-60-8083	平日（月～金）9:30～17:00
松江赤十字病院	0852-32-6901	平日（月～金）8:20～16:50
島根県立中央病院	0853-30-6500	平日（月～金）8:30～17:15
浜田医療センター	0855-28-7096	平日（月～金）9:00～17:00
益田赤十字病院	0856-22-1480	平日（月～金）8:30～17:00

【難病相談と支援についてのお問合せ】

しまね難病相談支援センター

0853-24-8510

（公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根（旧 島根難病研究所））

緩和ケア 支援スタッフの皆さんに伝えたいこと

出雲保健所では平成 31 年1・2月にがんで亡くなられた方の家族にお会いし、様々な声をお聞きました。その声をお伝えします。～

告知の時に

★病氣と向き合い、一緒に頑張れると感じられるとうれしいです。

- 告知の時は、頭が真っ白になった。余命宣告のみが頭に残った。
- 「一緒に頑張りましょう」という言葉があると良いと思った。
- 先生が自分の顔を見て、パソコンから手を離して話しかけていただいた。その時ずっとこの方に診てもらいたいと思いました。

院内での連携時に

★外来と緩和ケア担当、各診療科と連携して下さい。

- つらい時には、緩和ケア担当の方につないでほしい。緩和ケア担当の看護師さんに話を聞いてもらい良かった。
- 複数科の受診の時は、配慮してください。
(同日の受診・採血は複数科それぞれではなく一回で済むとうれしいです)

退院時や自宅でのカンファレンス時に

★病状や療養生活について共通認識でき安心につながる場・みんなが繋がる場です

- 患者・家族に寄り添ってください。
- わかりやすい説明をしてください。
- 質問しやすい雰囲気をお願いします。
- 今後の治療や痛みやその他の症状のこと、どのように対処したら良いか教えて下さい。
- 沢山の方々に集まっていた下さりうれしかった。心強かったです！！

外来受診時の配慮のお願い

- 近くに駐車できるといい。
- 外来の待ち時間はしんどいです。
- 横にならせてもらったり、毛布を掛けてもらいうれしかったです。

早めの情報提供を

- 緩和ケア病棟・介護保険や在宅療養時のサービス等に関する情報は早めに教えてほしい。
- 何を聞いて良いかわからないので、少し先を超越した情報提供していただき助かった。
- まめネットの登録で医療機関同士の情報共有ができていて良かった。
- ケアマネから介護情報をいち早く教えてもらい在宅療養にスムーズにうつれた。

急変時・困った時の相談体制

★24 時間いつでも相談できることは、安心感につながります

- 訪問診療の先生の都合が悪い時、他の先生に対応していただいたが、心配や遠慮することはなかった。
- 救急時、すぐ対応してもらえた。
- 「いつ電話してもいいよ」と言われ安心した。在宅療養で困った時ケアマネさんがすぐ調整してくれた。

穏やかな療養生活

- 痛みを緩和してもらい、穏やかに過ごした。
- 最期の時の様子がわかると遠くの家族に連絡でき、みんなでお別れができたのでは、と思った。
- 治療だけでなく、入浴・洗髪・散歩等、そして何気ない会話に癒やされました。

チームで関わっていただき心強かった！
チーム力で支えてもらい、最期まで頑張れました！
スタッフの皆さんの笑顔で心のこもったケアをしていただき感謝。
友達・近所の人・家族一緒に在宅で過ごせて良かった。

小児がん患者交通費助成事業のご案内

公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根では、小児がん（20歳未満で発症したがん患者を含む）の治療を受けるために県内外の医療機関に入院される患者さんやそのご家族の経済的負担を軽減するため、島根県がん対策募金（小児がん対策募金）を活用して、住所地から医療機関への移動にかかる交通費を助成します。

●対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

- ・ 入院した日から申請日において、島根県内に住所のある方
- ・ 入院した日において20歳未満の方
- ・ 入院（検査入院を除く。）のため住所地から医療機関へ移動する場合に、移動距離及び交通費がともに一定基準を超える方

●助成金額

〔県内の医療機関に入院された場合〕

（単位：円）

居住地	医療機関の所在地	
	松江市	出雲市
浜田市、江津市、邑南町	20,000	対象外
益田市、津和野町、吉賀町	20,000	20,000
海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	30,000	30,000

※上記以外の市町村にお住まいの方は、対象外です。

〔県外の医療機関に入院された場合〕

（単位：円）

居住区分 ※	医療機関の所在地					
	鳥取	広島	岡山 山口	四国 近畿	九州 中部	関東 北海道 東北 沖縄
東部	対象外	20,000	30,000	50,000	100,000	100,000
西部	20,000	対象外	30,000	50,000	100,000	100,000
隠岐	30,000	40,000	40,000	60,000	110,000	110,000

※居住区分に該当する市町村は下表のとおりです。

居住区分	該当市町村
東部	松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町
西部	浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町
隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

●助成金を申請できる方

本助成金を申請できるのは、患者の扶養義務者となります。

●助成金の申請から支払までの流れ

STEP1：次の書類をご準備ください。

必要書類

① 交通費助成金交付申請書（様式第1号）

様式はヘルスサイエンスセンター島根のホームページからダウンロードしてください。

② 世帯全員の記載がある住民票の写し（3か月以内に取得したもので、マイナンバーの記載がないものに限る。）

③ 医療機関が発行した「入院診療計画書」の写し

④ 医療機関が発行した「診療明細書」の写し

【留意点】

- ・申請は、入院日以降、必要書類が揃い次第可能です。
- ・申請期限は、助成対象となる入院期間の初日が属する年度の翌年度末日までとなります。
例：令和2年4月20日に入院された場合、令和4年3月31日まで申請できます。
- ・申請回数は、入院治療を受けた同一年度につき1回までです。
例：令和2年4月20日から令和2年9月30日まで及び令和3年1月20日から令和3年5月31日までの2回入院した場合。⇒2回とも申請できます。もし、同時に申請される場合は、①、③、④の書類は準備いただく必要がありますが、②の住民票は共通して使用しますので、2部準備いただく必要はありません。

STEP2：申請書をご提出ください。

上記の書類をヘルスサイエンスセンター島根あて郵送または直接ご持参ください。
提出先及び問い合わせ先は下記に記載していますので、ご確認ください。

STEP3：書類審査のうえ交付を決定し、助成金をお支払いします。

- ・助成金の交付が決定したときは、交通費助成決定通知書によりお知らせします。
- ・交通費助成金交付申請書に記載いただいた金融機関の口座へ助成金を振り込みます。
- ・交付できない場合は、その旨を文書でお知らせします。

書類提出及び問い合わせ先

公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根

〒693-0021 出雲市塩冶町223-7

電話番号：0853-22-9352

FAX番号：0853-22-9353

